

化し、今後嶺南地域のイメージアップと観光客の誘致を目指す情報交換や、観光情報の発信、物産展の開催などを積極的に進めていただく予定ですので、本市も今後若狭湾観光連盟との情報交換、連絡調整に努めるとともに観光情報等の共同発信や受入れ体制づくり等の事業について近隣自治体と連携を図り、若狭地域の中心観光都市としての役割を果たすべく広域観光産業の発展に向けて取り組んでまいります。

奨学資金制度

Q 奨学資金制度の現状と今後の取組みについて、国及び小浜市において、教育の機会均等を目的として、奨学資金制度が取り入れられ、この制度を活用し、多くの優秀な人材が育成されており、地元企業ではそうした優れた人材を求めております。そこで、この制度を利用された若者が小浜市内に就職されたとき、制度資金の償還を免除するような政策を取り入れる考えがないかお尋ねします。

A 本市の奨学資金の現状は、日本育英会奨学資金制度等の制度を利用される方も多く、若干減少傾向にありますが、平成五年から八年までの四年間で一一九名、

毎年高校から大学まで三十名前後利用されており、今後も市奨学資金貸付条例により運営します。地元就職者に対する奨学資金返還免除については、制度が元金と返還金をもって無利子で新たに貸し付けるというシステムであり免除するとその分新たな貸付けが出来なくなり、制度自体の存続が出来なくなるため、現在のところ現状のまま続けてまいります。

地価

Q 地価の動向について、不動産、特に土地の価格は同一土地の生産は出来ないうという土地の非生産性並びに特異性、またその特定性のため、価格決定については一般財貨の価格決定とは乖離した特定価格であります。近年大都市あるいは、全国の中小都市の土地の価格は下落傾向にあり、本市においても本年に入り、公示価格、先の路線

価格についても商業地を中心として下落傾向が著しく、今後中・長期的にみて本市の土地の価格推移についてどのように考えているのかお尋ねします。

A 本市では、バブルによる大都市圏の地価高騰の影響が少なかつたため、平成五年ころまで地価は緩やかな上昇または横ばいで推移しておりましたが、平成六年ころから駅前町を中心とする商業地において下落が始まっておりますが、本市の場合地価高騰のあおりをあまり受けていませんので商業の低迷等による土地利用が無くなっているのが主な原因かと考えております。また、商業地の地価の動向については、地価調査、地価公示を見ると、基準地、標準地のある駅前町で平成五年を境に三年でマイナス一八・九％、小浜地区の鹿島で二年でマイナス七・八％、生玉では一年で一・七％それぞれ下落しております。いずれも都市計画区域の商業地、近隣商業地であり、その周辺も下落をしているものと考えている。調査によると、地価は、下落に底を打っておらず、まだ下がり続けているものと思

われるが、他の地域については年ゼロから三％で緩やかに上昇しており、とりわけ問題は無いと考えている。

若狭縦貫自動車道

Q 若狭縦貫自動車道の建設に際し、今富ルート

- の建設計画について
- ①昭和二八年の台風十三号による大水害の経験から、その構造を盛土ではなく、高架によるものにはできないか。
 - ②アクセス道路周辺の開発計画について
 - ③自動車道の専門部署の開設について

A ①八月八、九日の説明会における盛土や高架については参考図であり、決定されたものではなく、構造物については、今後施行命令が出た後地質調査を行い、その地形、地質に合った適切な構造に決定されることになっておりますが、災害を二度と繰り返さないためにも、構造物については本市の特性を十分に上部機関へ伝えたい。市民の方からいただいた意見は十分に尊重し、可能な限り対応させていだけ。

②小浜縦貫線と北川間の府中

地係に小浜インターが予定されており、小浜縦貫線は、小浜市街地と東部及び上中方面を連結する最重要路線として整備を進めている。また、国道二七号とのアクセスが不可欠となっており、今回国道二七号とインターを連結する道路を小浜インター線として都市計画決定する予定であります。小浜インター線は、小浜縦貫線から高速道路に並行にJR小浜線を高架で横断し、木崎地係で国道二七号に平面交差する幅員二五メートルの四車線道路で県が施工します。

③若狭縦貫自動車道については大変大きなプロジェクトであるため、平成七年十月から近畿自動車道敦賀線推進協議会を設置し対応しており、現在その窓口は、施工命令が出るまでは企画部において対応し、施工命令が出た後は建設部が窓口として対応することになっておりますが、今後新年度の機構改革の中で十分検討します。

交通網整備

Q 市内の幹線道路について、日常的渋滞解消のため、交通網の整備についてその進捗状況をお尋ねします。

- ① 国道二七号木崎交差点周辺について
- ② 主要地方道小浜上中線について
- ③ 小浜中部地区農免道路について
- ④ 都市計画道路臨港線について
- ⑤ 多賀竹原松ヶ崎線（水取大橋）について
- ⑥ 若狭西街道について

A ①木崎交差点周辺については、右折車をスムーズに流すため、現在道路改良しており、市道遠敷幹線と国道二七号の交差点に移行するように整備計画の中に組入れ実施に向けて検討している。

- ② 小浜上中線につきましては、上竹原地係は用地補償の契約完了、府中地係は契約を残すのみ、遠敷地係につきましては登記も完了しており、全線完成予定につきましては、平成十年春ごろを予定している。
- ③ 中部地区農免道路について

は、府中から次吉までを一期とし、北川までが完成しており、現在昇降路部分を整備中である。

④臨港線については用地交渉も大詰めとなり、物件移転が完了しますと今年度内にも工事が再開される。なお市街地の中での工事のためあと四、五年の期間が必要と考えている。

⑤多賀竹原松ヶ崎線は、土地区画整理事業で施工しており、物件移転交渉が完了したところから工事を進めている。また、水取から上竹原を結ぶ橋梁事業は県に施工していただいている。完成目標は平成十三年度である。

⑥若狭西街道については、松永川と遠敷川の橋梁工、上野地係の道路工とトンネル工や神宮寺地係の道路工を施工しているところである。いずれにしても広域的な事業であり、この事業が円滑に推進出来るよう市民の皆様のご協力をお願いする所でありま

こすもすプラン

Q 長寿社会実現のための高齢者福祉計画こ

すもすプランの最終年度平成十一年度に向けての進捗状況、さらに計画と現実との差異はないか。それに対する見直しはないか。

A この計画内容は、ハード部門の整備、ソフト部門の充実、高齢者の生きがい対策の三点を中心としており、進捗状況は実現可能な内

容となっているため順調に進捗している。

ソフト部門の在宅サービスにつきましては、利用ニーズを見ながら提供しているため、目標水準に近づけている。

計画の見直しについては、計画期間が比較的小さいことや目標量そのものが利用ニーズ

を見ながら実施していく体制をとっていることから期間中の見直しは考えていない。

近く介護保険制度の導入が予定され、福祉、保健、医療制度が大きく変化するものと予想されますが、市民のニーズに対しまして質、量の両面でその基盤整備、底上げを図っていきたく考えている。

委員会の動き

	視察日・視察都市	視察内容
総務 常任委員会	10月2日～5日 沖縄県石川市 沖縄市 名護市	火力発電所 在宅福祉・社会福祉協議会について 物産センター(第3セクター)
教育民生 常任委員会	10月21日～23日 高知県南国市 愛媛県宇和島市	ごみのリサイクル事業について 健康文化都市事業について 福祉センター 歴史民族資料館
建設 常任委員会	10月29日～31日 岩手県北上市 山形県寒河江市	公共下水道事業について 和賀川ふれあい広場 東北横断自動車道ハイウェイオアシス
産業経済 常任委員会	10月30日～11月1日 愛知県蒲郡市 千葉県東金市	地場産業の育成と企業誘致について 小売業について テクノグリーンタウン構想について 企業的農業の推進について 工業団地 地元主導の大型小売店舗
交通対策 委員会	10月16日～18日 長野県佐久市 山梨県都留市	北陸新幹線佐久駅建設について 上信越自動車道佐久インター建設について リニアモーターカー

意見書

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかる制度として定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかし政府は、一九八五年以降、教材費、旅費、恩給費および共済費の一般財源化等を行うなど、国庫負担の縮減を行っており、一九九七年予算編成においても、学校事務職員と学校栄養職員の給与等が国庫負担の対象から除外されることが懸念されている。

これら職員の配置は、学校運営に不可欠なものであり、この制度の改定は、厳しい地

方財政をさらに圧迫し、義務教育の円滑な推進と教育水準の維持向上に多大な影響を及ぼすものである。

よって、政府におかれては、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年九月二十日

小浜市議会

第九次治水事業五箇年計画策定に関する意見書

治水事業は、水害、土砂災害、洪水被害などから市民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な生活環境を創造するため、生活基盤整備の中でも最も優先的に実施すべき根幹的事業であり、緊急かつ計画的に整備を図ることが必要である。

しかしながら、本市の河川、砂防施設の整備状況は、いまだ万全なものとは言えず、台風や集中豪雨のたびに被害を受けており、その対策が急が

れるとともに、夏の深刻な洪水状況を踏まえた緊急な水資源対策が望まれるところである。

また、国土の均衡ある発展を図るため、地域活性化への対応として水と緑豊かな地域づくりを積極的に推進する必要がある。

よって、政府におかれては、治水事業を強力に促進するために、平成九年度を初年度とする第九次治水事業五箇年計画の策定するとともに、下記事項について特に配慮されるよう強く要望する。

記

一、第九次治水事業五箇年計画における大幅な事業費枠を確保すること。

二、市民が安心して生活できる川づくりを積極的に推進するため、平成九年度治水事業予算の大幅な増額を図ること。

三、今後の河川整備にあたっては、水循環と自然環境の保全に配慮した総合的な施策を展開すること。

四、今後の河川整備にあたっては、地域と一体となり、活力ある地域づくりと安全

で豊かな社会基盤の形成を図ること。
以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年九月二十日

小浜市議会

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は最も基本的な社会基盤であり、二一世紀に向け、国土の均衡ある発展を図るとともに、活力ある地域づくりや、豊かな暮らしづくり、安全で快適な環境づくりを支援するためには、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備を一層促進することが、是非とも必要である。

しかるに、わが国の道路の現状は、特に地方において未だ十分でなく、本市においても、近畿自動車道敦賀線をはじめとする高規格道路から市道に至るまでの、道路整備に対する市民の要望は極めて強いものがある。

よって、政府におかれましては、道路整備の重要性を深

く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

一、ガソリン税、軽油引取税、自動車取得税等の道路特定財源諸税の現行の税率を絶対に堅持するとともに、一般財源の大幅投入により、地方の道路整備財源の充実を図ること。

二、平成九年度予算の編成にあたっては、第十一次道路整備計画の完成達成のため、道路整備費の大幅な拡大確保が図られるよう配慮すること。
以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年九月二十日

小浜市議会

意見書とは地方公共団体の公益に関することに關し、議会が地方公共団体の機関としての意思を意見としてまとめた文書のことです。

公務員労働者の新賃金

早期決定を求める意見書

すべての勤労者は文化的生活が保障され、勤労、納税、教育などの平等の原則が貫かれ、そのもとで快適な生活設計が営まれなければならない。しかし、公務員労働者の賃金決定は、労働基本権が剥奪された代償措置としての人事院・人事委員会制度も、その法的背景や手続き遅れにより、民間労働者に比べ賃金決定が非常に遅くなっている。また、公務員のみならず人事院勧告連動の賃金決定方式を持つ民間の教育・医療・福祉等の職場で働く者や、公社、団体等自治体関連団体にも影響を及ぼし、内需拡大などの多面的な相乗効果、公務員労働者の勤労意欲の向上と、積極的な住民サービスなど、社会全体に与える影響は大なるものがある。

近代国家にあつて、民間と七カ月遅れの精算は極めて不自然であり、法的不条理を解消すべく人事院の早期勧告・早期精算について、関係機関であらゆる努力を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九

条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年九月二十日

小浜市議会

林野公共事業の促進に関する意見書

森林は、林産物の供給はもとより、国土の保全、水資源の涵養、生活環境の保全・形成等国民生活にとつて重要な役割りを果たしており、林野公共事業はこれら森林の有する公益的機能の維持・向上を図るうえで根幹をなす事業である。

特に、本市は七十・九%が森林であり積雪地帯であるなどの制約的な条件のもと、間伐等保育管理の徹底、複層林、育成天然林施策等を含めた多様な森林整備を推進するとともに、効率的な林業経営や山村地域の生活環境の改善等に不可欠な林道の整備、さらに災害に強い地域づくりを図るため治山事業を積極的に推進しているところである。

しかしながら、昨今の森林、林業を取り巻く情勢は依然と

して厳しく、林業生産活動の停滞等により、手入れ不足の森林が増加し、さらに山地に起因する災害が多発するなど、森林の有する公益的機能の低下が懸念される状況にある。

現在の森林整備事業計画及び第八次治山事業五箇年計画は平成八年度で終了することになっていくが、造林事業、林道事業、治山事業の重要性に鑑み、長期視野に立つて計画的に推進することとし、来年度から始まる次期森林整備事業計画及び第九次治山事業五箇年計画を策定し、林野公共事業を強力に推進されるよう、下記事項について強く要望する。

記

一、次期森林整備事業計画における事業量を大幅に拡充すること。

二、第九次治山事業五箇年計画における事業量を大幅に拡充すること。
三、平成九年度造林、林道、治山事業における所要事業費を確保すること。

以上、地方自治法第九十九
条第二項の規定により意見書

を提出する。

平成八年九月二十日

小浜市議会

平成八年度農業再編 食料、農業、農村対策に関する意見書

本市の農業者は、消費者に喜ばれる良食美味の生産に取り組んでいる。

しかし、米をめぐっては、市場開放の容認、ミニマムアクセス米等によって生産者の営農意欲を減退させたばかりか、消費者にとつても、将来の食料に大きな不安を抱かせるものとなった。

また、昨年十一月より施行された新食糧法は、生産者自らが役割りを担うとの認識のもと、米の均衡ある生産、販売対策の再構築に農業協同組合の組織をあげて取り組んできたが、生産調整の取り組みにおいて全国の歩調が揃わない現実のなかで農家の苛立ちが図り知れないものがある。

一方、政府においては、昭和三六年に制定された農業基本法に変わる新たな基本法の制定に向けた検討に着手したが、これは農家の生産意欲を

喚起するものとなることもに、農業の果たす役割りを踏まえたものでなければならぬ。

よつて、本市の農家が安心して農業に勤しめるよう下記事項の実現について強く要望する。

記

一、新たな農業基本法の制定については、日本農業の維持発展、食料供給の安全保障、地域社会の活性化など、今後の農政発展の理念を明らかにした食料・農業・農村を基本とすること。

二、平成九年産米の政府買入れ価格は、生産者の生産意欲を喚起する価格とするこ

と。
三、新食糧法の制定にあつては、生産調整、ミニマムアクセス米の運営、計画流通米の確保、備蓄・調整保管の運用、自主流通米対策を十分配慮したものとすること。

以上、地方自治法第九十九
条第二項の規定により意見書
を提出する。

平成八年九月二十日

小浜市議会